

介護保険べんり帳 第9期版（令和6～8年度）の内容変更について

老齢基礎年金（満額）の1年間の支給額が、794,500円から809,000円となることに伴い、令和7年度から介護保険料等における基準額が見直されました。

介護保険べんり帳に記載の80万円の記載は、高額介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費、介護保険料は80万9千円に、高額医療・高額介護合算制度は80万6千7百円に変更になります。

① P11 高額介護（予防）サービス費

80万9千円に変更

自己負担の限度額(月額)	
区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年のその他の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方など	15,000円(個人)
生活保護受給者の方など	15,000円(個人)

② P11 高額医療・高額介護合算制度

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合)	19万円

80万6千7百円に変更

令和7年8月から適用

② P21 特定入所者介護（予防）サービス費

80万9千円に変更

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)							
利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金などの資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費施設
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者の方など	要件なし	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)		
2	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額 ^{*3} が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 [600円]
			880円	550円	550円 (480円)	430円	
3-①	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額 ^{*3} が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 [1,000円]
			1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	
3-②	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額 ^{*3} が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 [1,300円]
			1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	

令和7年8月から適用

③ P24・25 介護保険料

80万9千円に変更

介護保険料はざらんと納めましょう。

あなたの介護保険料は？

50% 公費(税金)
23% の保険料
27% 40~64歳の方の保険料

福生市の令和6~8年度の介護保険料の基準額 74,100円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、18段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者の方、老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.285	21,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額 ^{※2} と合計所得金額 ^{※3} から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.435	32,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額 ^{※2} と合計所得金額 ^{※3} から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.685	50,800円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.85	63,000円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	74,100円(基準額)
第6段階	前年の課税年金収入額 + 合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額が120万円未満の方	基準額 × 1.15	85,200円
第7段階	前年の課税年金収入額 + 合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額が120万円以上125万円未満の方	基準額 × 1.20	88,900円
第8段階	前年の課税年金収入額 + 合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額が125万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	96,300円

令和7年度介護保険料から適用